

# 4 市 民 部



## 広聴活動

### 1 「市民の声」

窓口、市政相談電話、ファクシミリ、電子メールなど様々な媒体で市政についての相談・要望・提言・意見・苦情・問合せを随時受け付け、回答している。

平成23年(2011年)4月からは、広聴制度を見直し、市政に関する建設的で積極的な提言・意見を広く求め、市政運営の参考とするため、事務処理の見直しや各室課への広聴担当者の設置など、より迅速な対応にも努めている。

平成27年度(2015年度) 4,946件

### 2 市民相談課の相談

平成27年度(2015年度)

相談種別	曜日・日時	相談内容	担当員	利用状況(件)
市政相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	市政に対する意見や相談、要望、苦情など	市職員	4,946
行政相談	木曜日 (13:00～15:00)	国の行政に関する相談や要望・苦情など	行政相談委員	82
法律相談	火・金曜日 (13:00～16:30)	相続、離婚、交通事故、土地・建物の賃貸契約、金銭問題などの法律相談	弁護士	1,813
登記・測量相談	第1・3月曜日 (14:30～16:30)	登記や測量に関する相談	司法書士 土地家屋調査士	99
多重債務相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	サラ金やクレジットなどでの債務整理に関する相談 市職員が状況を聞き取った後、専門家による相談につなぐ	市職員	55 (うち専門相談 40)
	第2・4木曜日 (13:00～16:00)		司法書士(第2木) 13 弁護士(第4木) 27	
			計	6,995

※上記以外の専門相談については、各担当室課で行っている。

### 3 市民意識調査

快適で暮らしやすいまちづくりを促進するため、市民が何を考え、何を求めているかを把握し、市民のニーズを市政に反映することを目的として、昭和53年度(1978年度)から4年ごとに実施している。

平成26年度(2014年度)が前回調査から4年目の10回目の調査年度にあたり、市民2,000人を対象に、住まいや地域環境、まちづくりについてなど、52項目にわたって調査を実施した。

## 4 市政モニタリング調査

平成19年度(2007年度)から、市民参画のまちづくり推進のため、郵送調査を通じて多くの市民から意見を聴き、市政運営の参考とすることを目的として、無作為抽出した市民2,000人を対象に、アンケート調査を実施している。平成24年度(2012年度)に実施し、以降4年に1回実施する。(平成21年度(2009年度)までは、年に1回実施)

## 消費者行政

消費者行政は市民に直結した行政として消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、市民の消費生活の安全、安定及び向上を確保するため積極的に取り組み、次のとおり実施している。

### 1 消費生活相談

消費生活センターにおいて、消費生活相談(商品や役務に関する苦情・処理など)を行い、消費者の利益の擁護及び市民の消費生活の安全確保に努めている。

### 2 消費者啓発

- (1) 消費生活展・消費者のつどい
- (2) 消費者啓発講座
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供
- (4) 啓発パンフレット作成・配布
- (5) 地域派遣学習会

### 3 消費者活動の推進

消費者活動を効果的に推進するため、消費者団体に対して消費者活動推進補助金の交付等を行うほか、市民の利益の擁護・増進に関して、消費者団体と広く連携して一体的な活動を行っている。

### 4 消費生活センター

消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安心、安全及び向上の確保に資することを目的に、昭和55年(1980年)から市立消費生活センターを設置している。

#### (1) 施設の概要

位 置 朝日町3番203号(吹田さんくす3番館2階)  
延べ床面積 2階 96.04㎡

#### (2) 施設の利用状況

平成27年度(2015年度)	来所者数	2,897人(4階会議室利用者を含む。)
	消費生活相談件数	2,670件

#### (3) 主な業務・機能

- ア 消費生活相談    イ 講座の開催(暮らしアップセミナー)  
ウ センターニュース(暮らしアップ情報)の発行  
エ 自治会回覧用啓発紙(くらしのかわらばん)の発行    オ 資料の提供  
カ 啓発パネル展示    キ 消費者活動の場

## 5 計量事業

平成13年度(2001年度)から、計量法上の特定市として、取引や証明における適正な計量を確保するため、計量法に基づき市内事業所のはかり等の定期検査や大型はかり等の所在場所検査、量目検査等の立入検査、計量展等の啓発事業を実施している。

### 情報公開

#### ○吹田市情報公開条例

市が管理する公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を進めるために、吹田市情報公開条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日より施行した。同条例は、市政に関する市民の知る権利を保障する昭和62年(1987年)施行の吹田市公文書公開条例を、新たな時代に向けてより利用しやすい制度になるように全面的に改正したものである。

近年においては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることから、病院事業管理者を実施機関とする一部改正を平成19年(2007年)4月1日から、郵政民営化法の制定に伴う規定整備を条例公布の日である同年10月17日から、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づく2回の手数料改定を平成20年(2008年)4月1日から及び平成24年(2012年)4月1日から施行した。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針の下、情報公開運営審議会への市議会議員参画の見直しを平成25年(2013年)4月1日からの施行とし、市立吹田市民病院の地方独立行政法人化に伴い、平成26年(2014年)4月1日から病院事業管理者を実施機関より削除する条例の一部改正を行った。

平成28年(2016年)4月1日からは、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求時における情報公開・個人情報保護審査会における取扱いについての一部改正を行った。

## 1 公文書の公開

### (1) 公開を請求できる者

市民に限らず誰でも公文書の公開を請求することができる。

### (2) 公開の対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関が管理しているものを対象とする。

実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

### (3) 公開しないことができる公文書

実施機関が管理する公文書は原則としてすべて公開となるが、次のような情報が含まれている公文書は例外的に公開しないことができる。

ア 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。

イ 法人等の事業活動に関する情報で、その事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。

ウ 市の機関等の公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼしたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ等があると認められるもの。

エ 市の機関等の事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

オ 法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報。

### (4) 公開・非公開の決定

公開請求があった日から起算して15日以内に公開の諾否を決定し、その結果を請求者に通知する。（やむを得ない場合は15日、あるいは30日を限度として延長）

### (5) 公開決定等に不服がある場合の救済

公開決定等に不服がある場合は、実施機関に対して審査請求をすることができる。この場合、実施機関は、学識経験者で構成される情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して公開するかどうかを再決定する。

## 2 総合的な情報公開の推進

吹田市情報公開条例では、外郭団体の情報の公開について条例で定め、市が指定する団体については情報公開に関する規程をつくって公開に努めることを求め、市が指導・助言することを定めた。また、附属機関の会議の公開等についても定めている。

### 3 情報の提供

市民のニーズを反映した情報を積極的に提供するため、行政資料閲覧コーナーを設け、情報の提供を行っている。また、平成10年(1998年)4月1日から市発行の有料図書の販売も行っている。

提供資料

各種行政概要、計画書、調査報告書、統計書など約6,800点

平成27年度(2015年度)有料図書等販売実績 16種類 27部

### 4 情報公開の運用状況

(1) 総括表 平成27年度(2015年度)

区 分	利用件数 (利用人数)
公文書公開	279件 (187人)
情報提供	9,429件 (7,498人)

(2) 公文書公開の内訳

平成27年度(2015年度)(単位:件)

処理区分	実 施 機 関										合 計
	市 長	教育委	選管委	公平委	監査委	農業委	固定委	水 道	消防長	議 会	
公 開	60	8	0	0	0	0	0	3	1	1	73
部分公開	135	12	0	0	0	7	3	6	5	0	168
非 公 開	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文書不存在	29	5	0	0	0	2	0	0	0	0	36
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	226	25	0	0	0	9	3	9	6	1	279

(3) 情報提供の内訳

平成27年度(2015年度)

内容	行 政 一 般	財 務	生活・環境	社 会 福 祉	産業・労働	道路・建築	教育・文化	議 会	上水・下水道	その他	計
件数	199	598	87	30	7	3,861	95	71	3,566	915	9,429
比率 (%)	2.1	6.3	0.9	0.3	0.1	41.0	1.0	0.8	37.8	9.7	100.0

## ○吹田市個人情報保護条例

情報化社会の今日、行政や民間事業者において個人情報を適切に取り扱うためのルールが必要である。

そこで、本市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、行政のみならず事業者並びに市民も含め、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とし、吹田市個人情報保護条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日から施行した。

その後、国における「個人情報の保護に関する法律」等の制定を受け、平成17年(2005年)3月31日に条例を一部改正した。改正内容は、罰則規定の新設と委託における受託者、指定管理者に対する措置とその責務に関する規定の整備等である。罰則規定は同年7月1日より施行、それ以外の部分は同年4月1日に施行した。

近年においては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることから、病院事業管理者を本市の実施機関と位置付ける一部改正を平成19年(2007年)4月1日から施行し、他の制度との調整につき統計法の全部改正に伴う規定整備が必要なことから、条例の一部改正を平成21年(2009年)4月1日から施行した。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針のもと、個人情報保護審議会への市議会議員参画の見直しを平成25年(2013年)4月1日からの施行とし、市立吹田市民病院の地方独立行政法人化に伴い、平成26年(2014年)4月1日から病院事業管理者を実施機関より削除する条例の一部改正を行った。

さらに、マイナンバー法施行に伴う特定個人情報の保護に係る措置についての規定整備の必要から条例の一部改正を平成27年(2015年)10月5日から施行し、平成28年(2016年)4月1日からは行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求時における情報公開・個人情報保護審査会における取扱いについての一部改正を行った。

本条例の主な内容は次のとおりである。

### 自己情報の開示・訂正・削除及び中止の請求

#### (1) 開示等を請求できる者

市民に限らず誰でも実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報の開示等を請求することができる(実施機関は情報公開条例に同じ)。

#### (2) 開示しないことができる自己情報

ア 法令等の規定により、開示することができないとされているもの。

イ 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの。

ウ 開示請求者以外の第三者に関する情報を含み、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの。

エ 市の機関等の事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(3) 開示等の決定

開示請求を受理した日から15日以内、訂正、削除及び中止の場合は30日以内に決定する。ただし、公文書が大量な場合や第三者の情報が含まれている場合は更に日数を要する場合がある。

(4) 開示等の決定に不服がある場合の救済

開示等の決定に対して不服があるときは、実施機関に対して審査請求ができる。この場合、実施機関は、学識経験者で構成される情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、開示・非開示等の再決定をする。

(5) 個人情報苦情処理委員

個人情報の取扱いについて、相談や苦情の申出を受け適正に処理するため設置したもの。

(6) 事業者の役割

事業者の個人情報の適正な取扱いについては、個人情報の収集、保管、利用等について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策への協力を事業者の責務として規定し、さらに、不適正な取扱いに対する市長の調査及び指導・勧告等の規定を設け、その確保を図っている。

(7) 市民の役割

市民の役割として、自己の個人情報の適切な管理と、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めることにより、積極的な役割を果たすよう規定している。

(8) 市の外郭団体との関係

市の外郭団体の内、市が指定する団体については、個人情報に関する規程を定め、その保護に努めることを求め、市が指導・助言することを定めている。

自己情報開示等請求件数

平成27年度（2015年度）（単位：件）

区分	請求件数	決定区分					取下げ	計
		全部開示等	部分開示等	非開示等	文書不存在	存否 応答拒否		
開示	134	89	35	0	10	0	0	134
訂正	0	0	0	0	0		0	0
削除	0	0	0	0	0		0	0
中止	0	0	0	0	0		0	0
計	134	89	35	0	10	0	0	134



## 戸籍・住民登録

### 1 本籍数と本籍人口

(各年3月31日現在)

年 区分	平成26(2014)	平成27(2015)	平成28(2016)
本籍数	98,159	99,265	100,530
本籍人口	247,286	249,260	251,693

### 2 戸籍届出件数 平成27年度(2015年度)

(単位：件)

区分	本籍人	非本籍人	計
出生	2,384	1,910	4,294
死亡	1,751	1,653	3,404
婚姻	2,921	611	3,532
離婚	794	109	903
養子縁組	247	34	281
養子離縁	63	8	71
入籍	591	46	637
転籍	1,715	12	1,727
その他	907	127	1,034
計	11,373	4,510	15,883

(注) 本籍人については、他市町村からの送付も含む

### 3 住民異動届取扱件数 平成27年度(2015年度)

(単位：件)

区分	件数	区分	件数
転入届	15,282	その他	1,874
転出届	14,042	計	37,570
転居届	6,372		

(注) 1 転入届件数には転出取消含む

2 転出届件数には国外移住届を含む

## 4 出張所の業務と取扱件数

### (1) 業務内容

- ア 戸籍に関する届出及び申請並びに謄抄本請求の受付に関すること
- イ 住民基本台帳に関すること
- ウ 課税・所得証明書などの交付に関すること
- エ 国民健康保険・国民年金等に関する届出及び申請等の受付に関する事項ほか

### (2) 住民登録人口・世帯数 平成28年(2016年)3月31日現在

区 分	世 帯 数	人 口 (人)
千 里 出 張 所	29,394	63,766
千 里 丘 出 張 所	14,336	37,333
山 田 出 張 所	22,456	54,317

### (3) 主な処理件数 平成27年度(2015年度)

- ア 住民異動届出処理件数 9,719件
- イ 証明書交付枚数
  - 戸 籍 1万2,292通
  - 住民票の写し 6万1,952通
  - 印鑑登録証明書 3万9,589通
  - 諸 証 明 836通

(注) 無手数料分を含む

## 5 住民登録システム

住民記録事務の電算処理には、昭和56年(1981年)から取り組み、昭和61年(1986年)には住民票発行オンラインシステムを、昭和63年(1988年)には印鑑登録・外国人登録済証明発行オンラインシステムを稼働した。

その後、平成11年(1999年)には住民基本台帳ネットワークに、平成24年(2012年)には外国人住民の住民記録記載に対応した。

さらに、平成27年(2015年)10月に開始されたマイナンバー制度への対応が求められる中、全庁的な基幹系システム再構築計画が進められ、住民記録システムについては、平成27年(2015年)6月29日から新システムを利用している。

## 6 マイナンバーの付番とカードの交付

### (1) マイナンバーの付番

平成27年(2015年)10月5日、全市民を対象としてマイナンバーを付番した。

### (2) マイナンバーの通知カード

平成27年(2015年)11月～12月に、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーの通知カードを作成し、全世帯へ郵送した。

### (3) マイナンバーカードの交付

交付対象者 マイナンバーカードの申請をされた方

交付場所 高層棟7階マイナンバーカード交付会場

交付状況 5,545件(平成28年(2016年)1月～3月)

## 7 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス

市民に身近な場所で便利な時間帯に証明書交付サービスを実施することにより、市民サービスの向上を図るため、コンビニエンスストアの多機能端末機(マルチコピー機)を利用し、マイナンバーカードと暗証番号で本人確認を行うことにより、住民票及び印鑑証明を交付する。

### (1) 利用開始日

平成28年(2016年)1月25日

### (2) 利用店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート(マルチコピー機のある店舗のみ)

### (3) 利用時間

6時30分～23時 年末年始及びメンテナンス時期を除く

## 8 市民サービスコーナー

### (1) 目的

住民票、印鑑登録のオンラインシステムを活用し、住民の身近な場所に証明発行のための市民サービスコーナーを設け、証明発行窓口の混雑緩和と市民サービスの向上を図る。

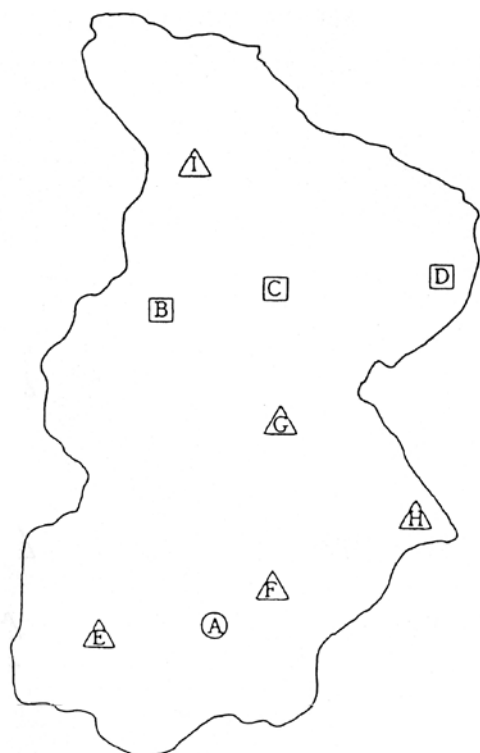
### (2) 業務内容

住民票の写し、住民票記載事項証明書、年金現況届(はがき)証明書、印鑑登録証明書、母子健康手帳の交付(平成28年9月末をもって終了)、転入・転居届の受付(市役所本庁土曜コーナーの第2・第4週目のみ)

(3) 設置場所、業務時間及び開設年月日

名 称	業 務 時 間	開 設 年 月 日
市役所本庁土曜コーナー	毎週土曜日 午前9時～正午 (年末年始を除く)	平成5年(1993年)4月
さんくす市民サービスコーナー		平成元年(1989年)12月1日
江坂 〃	平日 午前9時～午後5時30分	〃
原 〃	毎週土曜日 午前9時～正午	〃
岸部 〃	(日曜日・祝日・年末年始を除く)	平成2年(1990年)6月1日
北千里 〃		〃

出張所、市民サービスコーナーの配置



- Ⓐ 市 役 所 泉町1丁目3番40号
- Ⓑ 千里出張所 津雲台1丁目2番1号  
(千里ニュータウンプラザ内)
- Ⓒ 山田出張所 山田西2丁目5番1号
- Ⓓ 千里丘出張所 千里丘上14番30号
- Ⓔ 江坂市民サービスコーナー 江坂町1丁目19番1号  
(江坂公園内)
- Ⓕ さんくす市民サービスコーナー 朝日町1番201号  
(さんくす1番館2階)
- Ⓖ 原市民サービスコーナー 原町4丁目26番8号  
(原町児童センター内)
- Ⓗ 岸部市民サービスコーナー 岸部南1丁目4番8号  
(岸部市民センター内)
- Ⓘ 北千里市民サービスコーナー 古江台4丁目2番D2ー303号(ディオス北千里内)

## 9 手数料

(1) 平成27年度(2015年度)の手数料収入

区 分	件 数	手 数 料 (円)
戸 籍 謄 ・ 抄 本 等 交 付	70,404	28,368,050
住 民 票 の 写 し 等 交 付 (うち多機能端末機による交付)	228,373 (132)	40,271,800 (26,400)
印 鑑 証 明 書 交 付 (うち多機能端末機による交付)	112,368 (110)	33,681,100 (22,000)
諸 証 明 交 付	5,587	1,577,100
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド 交 付	874	406,500
通 知 カ ー ド 再 交 付	131	65,500
計	417,737	104,370,050

(注1) 件数には無手数料分を含む

(注2) 件数、手数料ともにコンビニ交付時の確認試験分を除く。

(2) 各種手数料の1件当たり金額

(平成28年4月1日施行)

手数料を徴収する事項	区 分	金 額 (円)
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	450
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	750
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450
届出若しくは申請の受理の証明書の交付	1通につき	350
禁治産者、準禁治産者及び成年被後見人に関する証明又は破産者に関する証明	1件1項目につき	300
不在籍(住)に関する証明	1件につき	300
住民基本台帳の閲覧	1件につき	300
住民票の写しの交付 (多機能端末機による交付の場合)	1件につき (1件につき)	300 (200)
印鑑に関する証明 (多機能端末機による交付の場合)	1件につき (1件につき)	300 (200)
個人番号の通知カードの再交付	1件につき	500
個人番号カードの再交付	1件につき	800

## 国民年金

### (1) 被保険者

#### ア 強制加入被保険者

(ア) 第1号被保険者 ————— 自営業者や学生、無職の人など日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人

(イ) 第2号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者

(ウ) 第3号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

#### イ 任意加入被保険者

(ア) 60歳以上65歳未満の者 — 受給資格期間(25年)に満たない人や満額(40年納付)の老齢基礎年金を受給できない人。ただし、昭和40年(1965年)4月1日以前に生まれた人で受給資格期間を満たしていない人は、70歳まで延長して加入可能。

(イ) 在外邦人 ————— 外国に在住している20歳以上65歳未満の日本人

### 被保険者の推移

(単位:人) (各年度末現在)

区 分 年 度	強 制 加 入 者		任 意 加 入 者
	第1号被保険者	第3号被保険者	
平成25(2013)	45,839	33,977	964
” 26(2014)	45,337	33,899	861
” 27(2015)	44,405	34,010	807

(注) 第2号被保険者の数は不明

### (2) 保険料

定額保険料 月 1万6,260円 (平成28年度)

付加保険料 月 400円

ただし、第2、第3号被保険者は除く。

保険料の免除・猶予

法定免除	障がい基礎年金又は被用者年金各法に基づく障がいを支給事由とする1級又は2級の年金の給付を受けている人、生活保護法による生活扶助を受けている人などが届出することにより免除される。
申請免除	保険料を納めるのが困難な場合、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の「全額」、「4分の3」、「半額」もしくは「4分の1」の納付が免除される。
若年者納付猶予	30歳未満の人で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。 ※平成28年(2016年)7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となる
学生納付特例	学生で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。

(3) 年金の種類

種類	支給要件		年金額
	時期	受給資格	
老齢基礎年金	大正15年(1926年)4月2日以降に生まれた人が65歳になったとき	国民年金と他の年金(配偶者の年金も含む)などを合計して原則として25年以上保険料を納めた人	加入可能年数を全て納付している人で 年780,100円
障がい年金	昭和61年(1986年)4月から廃止。既裁定のものは障がい基礎年金と同様の水準に引き上げて支給		1級 975,125円
	障がい基礎年金	国民年金に加入中に初診がある病気やけがが原因で障がいの状態になったとき  〔20歳前の障がいのとき〕 は納付要件は不要であるが、本人の所得制限がある	2級 780,100円 子がある時の加算 1人目 2人目 224,500円 (1人につき) 3人目以降 74,800円 (1人につき)  ※子とは、18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障がいの状態にある子

種 類	支 給 要 件		年 金 額
	時 期	受 給 資 格	
遺	母 子 年 金 (準母子年金)	昭和61年(1986年)4月から廃止。既裁定のものは	
	遺 児 年 金	遺族基礎年金の水準に引き上げて支給	
族	遺 族 基 礎 年 金	被保険者又は受給資格を満たした人が亡くなったとき	死亡月の前々月までの加入期間のうち未納期間が3分の1未満の加入者の子のある配偶者又は子(特例)平成38年(2026年)3月31日までに65歳未満で死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。  ※子の定義は障がい基礎年金と同じ
	寡 婦 年 金	加入者が老齢の年金を受けずに死亡したとき	国民年金だけで、老齢の年金受給資格をもっており、何の年金も受けずに死亡した人の妻(ただし、妻が60歳から65歳まで)  夫が受けられるはずだった、老齢基礎年金の4分の3の額
死 亡 一 時 金	加入者がいずれの年金も受けずに死亡したとき	第1号被保険者として、3年以上保険料を納付した加入者と生計を同じくしていた遺族	保険料納付期間などにより120,000円～320,000円 なお、付加保険料を3年以上納めたときは8,500円加算
老 齢 福 祉 年 金	明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた者が70歳になったとき	本人、配偶者、扶養義務者の所得が制限額以下及び公的年金が併給制限額以下である人	全額支給 399,700円 一部支給 313,300円



(4) 給付状況

(単位：件、千円)

種 類	年 度 区 分	平成25(2013)		平成26(2014)		平成27(2015)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
老 齢	老 齢 年 金	1,637	854,570	1,443	744,260	1,281	667,070
	通算老齢年金	1,683	398,757	1,487	345,790	1,307	307,279
	老齢基礎年金	68,704	45,355,558	72,257	47,060,033	75,063	49,439,011
	老齢福祉年金	3	1,169	2	396	0	0
障がい	障がい年金	79	68,505	72	61,631	67	58,117
	障がい基礎年金(拠出)	1,755	1,504,071	1,809	1,524,935	1,878	1,593,275
	障がい基礎年金(20歳前) (注1)	2,150	1,922,702	2,199	1,929,915	2,266	2,003,069
遺 族	遺族基礎年金	542	417,381	524	402,405	542	422,291
	寡婦年金	27	11,780	25	10,657	20	8,278
計		76,580	50,534,493	79,818	52,080,022	82,424	54,498,390

(注1) 障がい基礎年金(20歳前)は、20歳前の障がい者及び旧障がい福祉年金からの移行者

### 非核平和都市宣言関連事業

本市では、従来から平和の理念を基調にまちづくりを進めており、核兵器廃絶、世界の恒久平和の実現を願う市民の声の高まりの中で、昭和58年(1983年)8月1日、市議会の議決を経て「非核平和都市宣言」を行った。以来、毎年各種啓発事業を実施してきた。

#### 平成27年度(2015年度)事業

市民平和のつどい2015(非核平和資料展、平和に関する催し(伝統芸能)、こども劇場、夏休み特選映画劇場)

平和祈念資料館企画展

平和祈念資料館・平和映画会(原則として土・日)

平和祈念黙とう(8月6日、9日、15日)

### 平和祈念資料館

戦時中の記録写真や市民から寄贈された国民生活や軍隊に関する実物資料の展示、平和に関する書籍の配架のほか、学校などに対して資料の貸出しを行っている。

平和に関する資料、情報を広く市民の利用に供し、語り部をはじめ様々な事業を通して平和の尊さや戦争の悲惨さを伝え、平和に対する意識の高揚を図る。

位 置 津雲台1丁目2番1号(千里ニュータウンプラザ8階)  
延べ床面積 300㎡  
開設年月日 平成4年(1992年)10月25日(平成24年(2012年)9月3日に現在地へ移転)  
利用時間 10:00~18:00  
休館日 月曜日、祝日(ただし、その日が月曜に重なるときは、その翌日も)、年末年始  
平成27年度(2015年度)展示内容  
常設展 戦争に関する記録写真・実物資料  
企画展 「心で感じる『ヒロシマ』-8月6日の記憶-」  
利用者 平成27年度(2015年度)利用者 1万382人

## 人 権

憲法や世界人権宣言にうたわれている基本的人権の尊重の理念に基づき、差別のない社会が一日でも早く実現するよう、男女共同参画や子供、高齢者、障がい者、同和問題を始め、社会環境の変化に伴い顕在化してきたインターネットにおける人権侵害やLGBTを始めとする性的少数者に関する人権問題など様々な人権問題の解決を目指し、人権意識の高揚を図るなど、人権に関わる事業を展開している。

### 1 人権施策推進本部の設置

施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内推進体制として、人権施策推進本部を設置している。推進本部には本部会(総合的な企画及び調整機能)と幹事会(施策推進のための連絡調整機能)を設け、施策の推進に努めている。

### 2 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱を行い、市町村で事務局を担っている。

吹田地区での活動・・・人権相談、人権の花運動、人権教室

### 3 人権啓発推進協議会

地域に密着した啓発活動への取組が進められている吹田市人権啓発推進協議会の各地区委員会に対して、より一層の活動の充実と円滑な運営を図るための支援を実施した。

#### 4 平成27年度(2015年度)事業

- ・憲法制定記念事業 「憲法と市民のつどい」、「パネル展」
- ・人権週間啓発事業 「人権フェスティバル」、「じんけん作品・パネル展」、「街頭啓発」、「人権カレンダー作製」
- ・市民ひゅーまんセミナー
- ・人権啓発パネル展

### 交流活動館

#### 施設の概要

開設年月日	昭和46年(1971年)8月14日
位 置	岸部中1丁目22番2号
目 的	基本的人権尊重の精神に基づき、市民の生活文化及び福祉の向上並びに交流の促進を目指し、全ての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。
敷地面積	2,190.7 m <sup>2</sup>
建築面積	723.0 m <sup>2</sup>
延べ床面積	1,862.5 m <sup>2</sup>
構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建 会議室(3)、学習室(3)、相談室、実習室、和室(3)、図書室、事務室(3)、研修室、ホール
利用時間	9:00~22:00(月曜日~金曜日)、9:00~17:00(土曜日)
休館日	日曜日、祝日、年末年始

### すいたストップDVステーション(DV相談室)

平成23年(2011年)4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション(DV相談室)」を人権文化部内に設置し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援するなど、総合的なDV防止対策事業を実施している。

平成27年度(2015年度)の相談件数は524件

## 男女共同参画

### 1 男女共同参画推進条例

平成11年(1999年)6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けるとともに、あらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に取り組むことを、国、地方公共団体及び国民に求めている。

市では、平成14年(2002年)10月に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働して取組を進めるための基盤となるものとして、「男女共同参画推進条例」を制定した。

この条例は、男女の人権の尊重など五つの基本理念、市・市民・事業者の責務、性別による権利侵害等の禁止、公衆に表示する情報に関する留意、男女共同参画計画の策定等の市の基本的施策、男女共同参画審議会の設置などについて定めている。これらにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としている。

### 2 すいた男女共同参画プラン

男女共同参画推進条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次計画)を平成15年(2003年)に策定、平成20年(2008年)には「第2次すいた男女共同参画プラン」(第2次計画)を策定し、男女共同参画センターを拠点にその推進に努めてきた。さらに、平成24年度(2012年度)に第2次プランの計画期間が終了したことから、これまでの取組を評価・統括し、引き続き計画的な事業の推進を図るため「第3次すいた男女共同参画プラン」(第3次計画)を策定した。

第3次プランでは、I～VIの六つの基本方向、27の基本課題を設定するとともに、プラン内に「吹田市DV防止基本計画」を盛り込み、DV防止に積極的に取り組むとしているほか、行政と市民・事業者が協働するために市の施策と併せて市民の取組も示している。また、計画的に事業を実施するために、計画推進の指標を設定している。

### 3 男女共同参画推進本部の設置

施策の総合的な推進を図るために庁内推進体制として、男女共同参画推進本部を設置している。推進本部には本部会(基本事項の決定及び総合調整機能)と幹事会(施策推進のための連絡調整機能)を設け、男女共同参画推進条例及びすいた男女共同参画プランに基づき施策の推進に努めている。

### 4 政策決定の場への女性の参画促進

審議会等への参画を促進するために、参画状況を調査するとともに、男女共同参画推進本部で、新しく設置する市民会議等への女性の積極的な参画を働き掛けている。

## 5 啓発事業の実施

市民向け啓発事業の一つとして、「女と男のいきいきライフ」(年2回市報の特集記事)を発行した。また、中学2年生向け啓発冊子「エール」を配布し、啓発した。

ドメスティック・バイオレンス(DV)防止のためのパンフレットとカードを発行し、市内公共機関、医療機関等に配布し、情報提供に努めた。

## 6 男女共同参画苦情等処理委員制度

男女共同参画推進条例に基づき、市が実施する男女共同参画の推進及び推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や性別による人権侵害についての相談の申出を、公正・中立な立場で処理するための「男女共同参画苦情等処理委員」を設置し、弁護士等3名が対応している。

## 7 ダブルリボンプロジェクト基金積立事業

女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待の防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、吹田市が独自にW(ダブル)リボンマークを考案した。

このマークを旗印に、DVや児童虐待など「暴力のない安心安全のまち、すいた」の実現を目指し、Wリボンバッジの販売や、連続講座などの「Wリボンプロジェクト」を実施しているが、その財源として平成26年(2014年)3月に「ダブルリボンプロジェクト基金」を創設した。この基金にバッジの売上げの一部や、事業者、市民の皆様からの寄附金などを積み立てており、DV被害者や児童虐待の当事者に「あなたはひとりではない、STOP Violence」というメッセージを伝えるとともに、Wリボンプロジェクトの推進を図る。

## 男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設であり、教育センターとの複合施設である。

### 1 施設の概要

位 置	出口町2番1号		
敷地面積	1,426.93 m <sup>2</sup>	建築面積	799.00 m <sup>2</sup>
延べ床面積	2,847.67 m <sup>2</sup> (うち男女共同参画センター2,061.55 m <sup>2</sup> )		
構造・規模	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建		
	地階	工芸室・実験室	
	1階	事務室・印刷室・相談室・情報ライブラリー・懇話室・第2会議室・和室・保育室・実技研修室・生活科学室	
	2階	研修室・第1会議室・視聴覚室	

開設年月日 昭和62年(1987年)6月1日  
 平成5年(1993年)10月1日 婦人会館から女性センターへ名称変更  
 平成14年(2002年)11月1日 男女共同参画センターへ名称変更し、所属を教育委員会社会教育部から人権部(現市民部)へ変更  
 工 費 553,519千円(総工事費782,100千円のうち男女共同参画センター部分)

## 2 施設の利用状況

男女共同参画の推進と女性の社会的活動の場として、多くの団体・サークルに利用され、平成27年度(2015年度)は3,824件、延べ利用者8万2,400人に達している。学習や会議での利用を始め、男性グループの料理や女性の大工サークルの活動等に利用されている。

## 3 主催事業等

男女共同参画を進めるために、講座・研修会の開催等様々な事業を実施している。意識啓発講座、社会参加促進支援講座、講演会、男女共同参画地域フォーラムなど、平成27年度(2015年度)は63講座150回を開催し、延べ6,395人の参加があった。また、市民と協働し、男女共同参画を推進するための、男女共同参画推進員(参画スタッフ)制度を設け、講座の企画・運営やセンターだより「ソフィア」の編集等の活動を行っているほか、事業者を対象とした研修会の開催や啓発パンフレットの発行を行っている。

情報ライブラリーにおいては、図書資料20,032冊(平成27年度(2015年度)末現在)、逐次刊行物、行政資料、視聴覚資料等を収集・提供し、インターネットでの蔵書の検索・予約を実施している。貸出登録者は3,797人(同)で、平成27年度(2015年度)の図書の貸出しは5,424冊、延べ利用者は6,831人であった。

また、相談業務としては、電話相談と面談で行う悩みの相談室を月4回、法律相談を月1回、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談を月3回、いずれも女性を対象に実施している。

相談業務実施状況

(単位：件)

相談種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度
電話相談	155	157	132
悩みの相談	128	123	130
DV相談	67	72	61
法律相談	54	65	71
合計	404	417	394

# 市民自治

## 1 吹田市自治基本条例

地方分権時代にふさわしい市民自治によるまちづくりを推進するため、市民自治の基本理念と市民自治の運営原則を明確にするとともに、市政運営の基本的なルールを定めることを目的として、「吹田市自治基本条例」を平成18年(2006年)10月11日に制定し、平成19年(2007年)1月1日から施行している。

## 2 吹田市市民自治推進委員会

平成19年(2007年)1月1日に、吹田市自治基本条例に基づいて、「吹田市市民自治推進委員会」を設置し、市民参画及び協働の取組について進行管理を行っている。

現在、同委員会は、地方自治に関し識見を有する者が4人、公募による市民が3人の合計7人の委員で構成されており、各委員の任期は、平成27年(2015年)4月1日から2年間である。

## 3 吹田市民の意見の提出に関する条例（通称：パブリックコメント条例）

吹田市自治基本条例に基づいて、市が重要な条例などを定める場合に、その素案や資料を公表して市民に意見を求め、寄せられた意見を十分に考慮して意思決定する、いわゆるパブリックコメント制度を整備するため、「吹田市民の意見の提出に関する条例」を平成21年(2009年)3月31日に制定し、同年7月1日から施行している。

## 4 自治会 平成28年(2016年)4月1日現在

### (1) 結 成 数

地区連合自治会…34団体、単一自治会…572団体

### (2) 加 入 状 況

加入世帯数…8万6,460世帯、総世帯数…16万7,714世帯、加入率…51.6%

### (3) 補 助 金…吹田市自治会活動補助金

## 5 地域主権の推進

吹田市にふさわしい地域自治の在り方について(仮称)地域委員会研究会で検討を進めている。

## 自治会集会施設の整備

### 1 補助の内容

集会施設を整備するとき及び集会施設の建物、敷地の貸借料を支払ったときに補助金を交付する。ただし、延べ床面積はおおむね30㎡以上を基準とし、敷地は自治会所有又は貸借契約をしているもの（所有者の同意要）であること。

補助金の額は次表のとおりである。

平成28年（2016年）4月1日現在

区別	補助対象となる自治会	補助対象	補助率	補助限度額
新築	認可自治会	集会施設を新築する事業	4分の3	1,000万円
購入		集会施設を購入する事業		1,000万円
増改築		集会施設を増改築する事業		1,000万円
修繕等	区分所有自治会	集会施設を修繕する事業 (認可自治会と同等の要件を有する自治会で、市長が特に必要と認める修繕を含む) (ただし、区分所有自治会は、限度額50万円)		200万円
	自治会	集会施設を修繕する事業のうち簡易な修繕		20万円
賃貸	自治会	集会施設の建物・敷地にかかる事業		年額 60万円
バリアフリー		集会施設におけるバリアフリー化整備を保守する事業	5万円	

### 2 補助の実績

区 分 年 度	新 築 (件)	購 入 (件)	修 繕 (件)	家賃・地代 (件)	補 助 額 (千円)
平成25(2013)	1	0	1	8	12,612
〃 26(2014)	1	1	3	9	17,718
〃 27(2015)	1	0	2	9	13,724



## 市民公益活動

### 1 吹田市市民公益活動審議会

吹田市市民公益活動の促進に関する条例に基づき、平成14年(2002年)7月に吹田市市民公益活動審議会を設置し、市民公益活動の促進に関する基本的な方針や施策などの審議を行ってきている。平成27年度(2015年度)は延べ3回開催し、市民公益活動センターや市民公益活動に係る補助金制度の在り方などについて審議が行われた。

### 2 市民公益活動促進補助金

市民公益活動団体を積極的に支援し市民公益活動の更なる活性化と市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が行う事業に必要な経費の一部を補助している。平成27年度(2015年度)は23団体からの交付申請に対して、14団体に総額296万1,534円を交付した。

### 3 市民公益活動センター（ラコルタ）

位 置	津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内
延べ床面積	499.00㎡
開設年月日	平成24年(2012年)9月3日
主な施設	貸事務ブース、貸ロッカー、会議室、印刷室、交流スペース
利用状況	5万8,782人(平成27年度(2015年度)実績)
施設の目的	市民公益活動の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的として設置した施設で、市民公益活動に関する相談、情報収集や情報提供、人材育成等の総合的な支援を行うとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、行政等の交流、連携を図っている。また、会議室、事務ブース等の貸出しや交流スペース等の開放により市民公益活動団体を支援している。
管理運営	NPO法人市民ネットすいたを指定管理者としている。指定期間は平成24年(2012年)8月1日から平成29年(2017年)3月31日まで。

### 4 情報提供

市民公益活動に対する理解を深めてもらうため、市内を中心に活動する市民公益活動団体やボランティアグループの活動情報をまとめラコルタホームページで公開するとともに、冊子「ボランティアグループ・NPOガイドブック」として2年に1回発行している。

## 5 ボランティアフェスティバルの支援

市民がボランティア活動を「知る」「参加する」きっかけづくりになる場になるよう、市内で活動するボランティア団体や吹田市社会福祉協議会、吹田市などが共催して毎年「吹田ボランティアフェスティバル」を開催している。平成28年度(2016年度)は、5月29日に第18回を市役所駐車場で開催した。

## 6 市民活動災害保障制度及び見舞金制度

自治会やボランティア団体等の市民活動団体が、市民活動中の偶然の事故により怪我をした場合などに備えて市が一括して加入している保険で、平成27年度(2015年度)の事故報告件数は153件で、保険金総額241万6,809円(平成28年7月20日現在)が支払われた。

また、平成22年(2010年)7月1日から、心疾患、脳出血などの疾病を発症又は悪化させ、死亡したり重度の障がいの状態になった場合に、市が見舞金を支給する制度を創設し、平成27年度(2015年度)は、1件30万円の見舞金を支給した。

## 交通災害・火災等共済制度

### 1 交通災害共済

#### (1) 加入資格等と見舞金

##### ア 加入資格

本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者、又は吹田市内に通勤・通学している者

##### イ 共済の対象となる交通事故

国内・国外における自動車、単車、自転車などの車両や、身体障がい者用車いす、一般交通の用に供する鉄道、船舶、航空機、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、リフトによる人身事故

##### ウ 共済加入金

一般 500円 中学生以下 250円 生活保護を受けている人は無料

##### エ 交通災害見舞金

等級	交通災害の程度	金額(千円)
1	死亡したとき	1,200
2	治療期間6か月以上の傷害	175
3	〃 3か月以上6か月未満の傷害	90
4	〃 1か月以上3か月未満の傷害	40
5	〃 1か月未満の傷害	15

(注) 平成15年(2003年)4月1日から適用

## (2) 加入状況

区 分 \ 年 度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
加 入 者 (人)	53,402	51,889	50,993
加 入 率 (%)	14.8	14.3	13.9

## (3) 給付状況

等 級	年 度 交通災害の程度	平成25 (2013)		平成26 (2014)		平成27 (2015)	
		件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
1	死亡	2	2,400	2	2,400	1	1,200
2	6か月以上の傷害	65	11,375	67	11,725	54	9,450
3	3か月以上 の傷害 6か月未満	88	7,920	77	6,930	77	6,930
4	1か月以上 の傷害 3か月未満	102	4,080	109	4,360	82	3,280
5	1か月未満の傷害	152	2,280	147	2,205	138	2,070
	計	409	28,055	402	27,620	352	22,930

## 2 火災等共済

### (1) 加入資格等と見舞金

#### ア 加入資格

本市に居住し、住民基本台帳に世帯主として登録されている者、又は吹田市内に通勤・通学している者で住民基本台帳に世帯主として登録されている者

#### イ 共済の対象となる建物

共済に加入しようとする者が住民基本台帳に記載されている住所において現に居住している建物

#### ウ 共済加入金

共済加入金は共済期間ごとに1口500円（1世帯2口まで）  
生活保護を受けている人は共済加入金の1口分を本市が負担する

エ 火災見舞金等

区分	等級	被害の程度	金額
火災見舞金	1	対象建物の焼失又は損壊した部分の面積の当該対象建物の延べ面積に対する割合（以下「焼損率」という）が70%以上	1,150,000円
	2	焼損率が30%以上70%未満	575,000円
	3	焼損率が10%以上30%未満	115,000円
	4	消火活動に伴う対象建物の水損により損害を受けた部分の面積の当該建物の延べ面積に対する割合（以下「水損率」という）が30%以上	115,000円
	5	焼損率が10%未満、水損率が30%未満	23,000円
死亡弔慰金		死亡1人について	385,000円
地震火災見舞金			30,000円の範囲内
浸水被害見舞金			30,000円

(注) 1 平成15年(2003年)4月1日から適用

2 2口加入者の火災見舞金等（地震火災見舞金を除く。）の額は、当該金額欄に掲げる額の2倍とする

3 4等級の被害又は5等級の水損被害と他の等級の被害とが競合する場合の等級は、重い被害に応ずる等級とする

(2) 加入状況

区分 \ 年度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
加入件数(世帯)	21,194	20,700	20,537
加入率 (%)	13.1	12.6	12.3

## (3) 給付状況

年度・支給額 等級	平成25 (2013)			平成26 (2014)			平成27 (2015)		
	1口	2口	金額	1口	2口	金額	1口	2口	金額
1	件 3	件	千円 3,450	件 2	件 2	千円 6,900	件	件	千円
2									
3									
4	1	1	345						
5	1	1	69	2	2	138	2	1	92
死亡									
浸水見舞金	4	7	540						
計	9	9	4,404	4	4	7,038	2	1	92

<b>千里市民センター</b>
-----------------

位 置 津雲台1丁目2番1号 千里ニュータウンプラザ内

延べ床面積 667.19㎡

開設年月日 平成24年(2012年)9月3日

主な施設 大ホール、多目的ルーム

利用状況 (単位：人)

年 度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
利用者数	62,220	61,711	64,434

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

経 過 昭和53年(1978年)4月1日に開設した千里市民センターは、大ホール、集会室、プラネタリウムや貸室を備えた児童ホール、高齢者ホールから構成されていたが、平成24年(2012年)9月から千里ニュータウンプラザに移転した。

管理運営 多目的ルームは吹田南千里PFI(株)がPFI事業により運営し、大ホールは(株)東急コミュニティービルマネジメント事業部が委託により運営している。

## 岸部市民センター

位 置 岸部南1丁目4番8号

敷地面積 823.23㎡

建築面積 411.87㎡

延べ床面積 979.23㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造3階建

開設年月日 平成2年(1990年)5月18日

主な施設 多目的ホール、会議室、研修室、音楽室、和室、クラフト室

利用状況 (単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	69,653	71,380	73,782

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで。

## 豊一市民センター

位 置 垂水町1丁目53番7号

敷地面積 540.25㎡

建築面積 319.33㎡

延べ床面積 627.70㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建

開設年月日 平成5年(1993年)4月1日(平成10年(1998年)5月16日建て替え再オープン)

主な施設 多目的ホール、会議室、音楽室、和室

利用状況 (単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	57,483	59,364	60,439

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで。

## 千里丘市民センター

位 置	千里丘上14番37号
敷地面積	2,069.24㎡
建築面積	823.32㎡
延べ床面積	1,495.96㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建
開設年月日	平成8年(1996年)4月10日
主な施設	多目的ホール、会議室、音楽室、会議室兼練習室、和室、クラフト室
利用状況	(単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	96,829	96,706	101,774

施設の目的 集会等の用に供することにより、市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで。

## 山田ふれあい文化センター

位 置	山田東1丁目28番9号
敷地面積	1,493.58㎡
建築面積	718.12㎡
延べ床面積	1,453.20㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
開設年月日	平成5年(1993年)5月23日
主な施設	多目的ホール、会議室、練習室、和室、クラフト室

利用状況

(単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	69,071	67,469	69,546

施設の目的 集会、文化活動等の用に供することにより、市民相互の交流・ふれあい並びに市民の文化の振興及び福祉の向上を図る。

管理運営 大阪ガスビジネスクリエイト(株)を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで。

**地区市民ホール**

名 称	位 置	敷地面積 (市持分) (㎡)	延 べ 床面積 (㎡)	構 造	開設年月日
佐竹台市民ホール	佐竹台2丁目5番1号	640.72	613.19	R C造一部S造 2階建	昭和51年 (1976年)4月
高野台市民ホール	高野台1丁目6番1号	582.83	557.65	R C造一部S造 2階建	昭和51年 (1976年)7月
津雲台市民ホール	津雲台4丁目1番1号	527.92	502.08	R C造一部S造 2階建	昭和51年 (1976年)4月
桃山台市民ホール	桃山台2丁目5番5号	1,097.39 (1,035.86)	513.09	R C造2階地下 1階建(内1階の 一部と2階)	昭和51年 (1976年)4月
竹見台市民ホール	竹見台3丁目5番3号	950.00 (児童センター含む)	250.02	R C造2階建(内 1階の一部)	昭和51年 (1976年)8月
古江台市民ホール	古江台2丁目10番21号	365.69	337.15	R C造2階建	昭和51年 (1976年)8月
青山台市民ホール	青山台2丁目1番20号	340.00	265.38	R C造平屋建	昭和51年 (1976年)4月
藤白台市民ホール	藤白台2丁目9番1-114号	5,896.73	532.74	R C造5階地下 1階建(内1階の 一部)	昭和51年 (1976年)7月

利用状況

(単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	142,143	144,361	138,960

施設の目的 地域住民の集会等の用に供し、市民の文化及び福祉等の向上を図る。

管理運営 地域住民で組織された「地区市民ホール運営委員会」を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日まで。



## 内本町コミュニティセンター

位 置	内本町2丁目2番12号		
敷地面積	1,355.68㎡		
建築面積	794.26㎡		
延べ床面積	2,233.62㎡		
構造・規模	東館 鉄骨造地下1階地上4階建	} 2階部分で渡 り廊下で連結	
	西館 鉄骨造地上3階建		
開設年月日	平成8年(1996年)6月12日		
主な施設	多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、料理実習室、和室、団らんコーナー		
利用状況	(単位：人)		

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	74,778	71,500	71,746

施設の目的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管理運営 JR以南コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日まで。

## 亥の子谷コミュニティセンター

位 置	山田西1丁目26番20号		
敷地面積	2,000.01㎡		
建築面積	1,014.33㎡		
延べ床面積	2,389.03㎡		
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上3階建		
開設年月日	平成11年(1999年)3月1日		
主な施設	多目的ホール、会議室、創作室、音楽室、料理実習室、和室、団らんコーナー、喫茶コーナー		

利用状況

(単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	68,650	64,645	64,438

施設の目的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管理運営 亥の子谷コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日まで。

**千一コミュニティセンター**

位 置 原町2丁目12番2号

敷地面積 513.61㎡

建築面積 253.37㎡

延べ床面積 237.09㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造地上3階建

開設年月日 平成26年(2014年)11月16日

千一地区公民館の移転・新築に伴い整備し、3階建ての複合施設3階部でコミュニティセンターを開設。

主な施設 多目的ホール、コミュニティスペース

利用状況

(単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	—	2,440	5,988

施設の目的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管理運営 吹田市千里コミュニティ協議会に業務委託している。

## 千里山コミュニティセンター

位 置 千里山霧が丘22番1号

敷地面積 2,283.57㎡

建築面積 1,816.32㎡

延べ床面積 920.54㎡

構造・規模 鉄筋コンクリート造地上3階建

開設年月日 平成27年(2015年)4月11日

B i V i 千里山の3階一部を区分所有し、コミュニティセンターを開設。

主な施設 多目的ホール、会議室、創作室、料理実習室、和室、コミュニティスペース

利用状況 (単位：人)

年 度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)
利用者数	—	—	30,830

施設の目的 文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与する。

管理運営 千里山コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定期間は平成27年(2015年)4月1日から平成30年(2018年)3月31日まで。